

社会保険基礎

社会保険基礎

社会保険とは

法令用語ではなく俗語のため、明確な定義はない。
その時々の目的や文脈によって、個々に定義したうえで使われることが多い。



本説明会では、国交省で加入促進に取り組む、雇用保険、厚生年金保険、健康保険の3保険及び、一人親方等が加入する国民年金、国民健康保険、任意加入となる労災保険の特別加入について説明します。

資料目次

1. 年金保険について
2. 健康保険について
- 【番外】適用除外承認による建設国保等への加入について
3. 雇用保険について
4. 一人親方労災特別加入制度について
5. 社会保険の加入義務一覧
6. 保険料の算出方法について

1. 厚生年金保険の概要

概要

年金保険は、

・**労働者の老齢、障害または死亡について保険給付を行うことを主たる事業としている制度。**

・**労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を目的としている。**

一人親方

国民年金について

日本に住む20歳から60歳未満のすべての者に加入が義務づけられており、厚生年金と同様、老齢、障害、死亡に対する保障がある。

保険料：定額（16,980円/1か月）

加入義務について

強制適用事業所：①常時5人以上の従業員を使用している事業所②常時従業員を使用している法人は法律上当然に保険の適用を受ける。

任意適用事業所：5人未満の従業員を使用する事業所等

任意適用事業所は厚生労働大臣の認可を受けて加入できる。

被保険者：適用事業所に常時使用される70歳未満の者。代表者、常勤の役員も対象となる。

※国籍や性別、年金受給の有無に関わらず被保険者となる。

※「常時使用される」については、雇用契約の有無に関わらず労務の対価として給料や賃金を受け取るといった使用関係が常用的であるかどうかといった、実態で判断される。

被保険者：適用事業所に使用されている従業員は、本人の意思にかかわらず、原則として被保険者となる。

被保険者とならない者（適用除外）の主な例

日々雇われる者	(例外) 1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合は被保険者（適用）となる。
---------	------------------------------------------

2ヶ月以内の期間雇用者	(例外) 当初の期間（2ヶ月以内）を超えて使用されるに至ったときは被保険者（適用）となる。
-------------	-----------------------------------------------

所在地が一定しない事業所に使用される者	いかなる場合も適用除外（加入義務なし）
---------------------	---------------------

（建設業における）未加入の場合の対応

- 未加入業者に関しては、建設業許可部局と保険担当部局が相互の通報等によって把握している。
- 両部局において加入に関する指導を実施するが、拒否や期日までに是正されない等あった場合は、職権適用の手続きが実施される。

※厚生年金保険法第102条において、事業主が、正当な理由がなく文書その他の物件を提出せず、又は当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。」は6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされている。

1. 厚生年金保険の加入手続き

新たに適用事業所となったとき

当該事業所は以下の手続きをする必要があります。

提出書類：「新規適用届」 ←その他必要な提出書類があります。

提出期限：適用事業に該当してから5日以内

提出先：郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

なお、事業所の名称・所在地等に変更があった場合や、適用事業所ではなくなる場合には、その旨年金事務所に届け出る必要があります。

被保険者を新たに雇用したとき等

新たに採用した時のほか、被保険者の退職、死亡があった際は、事業所は以下の届出を行う必要があります。

提出書類：「被保険者資格取得届」または「被保険者資格喪失届」 ←その他必要な提出書類があります。

提出期限：事案が発生してから5日以内

提出先：事務センターまたは管轄の年金事務所

各種届出の電子申請や、ねんきんネット（PC、スマホで自身の年金情報を確認できるサービス）などのサービスの利用が始まっています。

手続きに関する詳しいご相談は、最寄りの年金事務所、都道府県社会保険労務士会になります。

1. 厚生年金と国民年金の比較

※保険料、収入、受給額が変動しないこと等を前提とした概算になります。あくまで参考としてご覧ください。

一人親方（個人事業主）

国民年金に加入

妻の負担分 本人の負担分

16,980円

16,980円

夫婦の負担は**33,960円/月**

現役時代の年金
負担額（月額）

妻の受給額 本人の受給額

82万円

82万円

夫婦で**年間164万円**の基礎年金を受給

引退後の受給額
(年額)

受給額（経年）
※65歳から81歳まで
(16年間) 受給した場合

$164\text{万円} \times 16\text{年間} = \underline{\underline{2,624\text{万円}}}$

社員（労働者）※年収480万円の場合

厚生年金に加入

本人の負担分（妻の負担なし）

会社の負担分

37,515円

37,515円

夫婦の負担は**37,515円/月**

妻の受給額 本人の受給額 老齢厚生年金

82万円

82万円

119万円

夫婦で**年間283万円**の基礎年金 + 老齢厚生年金を受給

基礎年金額 老齢厚生年金額

$(164\text{万円} \times 16\text{年間}) + (119\text{万円} \times 16\text{年間})$
= 4,528万円

それぞれの年金を**65歳から81歳まで（16年間）受給した場合**、
一人親方よりも社員として働いた方が、**受給額は1,900万円ほど多くなる。**

2. 健康保険の概要

概要

健康保険は、

・**業務災害以外の病気や負傷、疾病に対して保険給付を行う制度**（※業務災害は労災保険で保障）

・**生活の安定と福祉の向上を目的としている。**

根拠：健康保険法 所管：全国健康保険協会及び健康保険組合

※加入手続き等一部の事務は厚生労働省（日本年金機構）が実施する。

一人親方

国民健康保険について

他の医療保険制度に加入していない者全員を対象にした保険。

市町村国保と国民健康保険組合（組合国保）に分かれる。

※建設国保は国民健康保険組合の一つ

加入義務について

強制適用事業所：①常時5人以上の従業員を使用している事業所
②常時従業員を使用している法人

以上は法律上当然に保険の適用を受ける。

任意適用事業所：5人未満の従業員を使用する事業所
任意適用事業所は厚生労働大臣の認可を受けて加入できる。

厚生年金と同じ

被保険者：適用事業所に常時使用される者すべて

※国籍、性別、賃金の額等に関係なく、「適用除外」以外のすべての者が被保険者となる。

被保険者とならない者（適用除外）の主な例

日々雇われる者	(例外) 1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合は被保険者（適用）となる。
2ヶ月以内の期間雇用者	(例外) 当初の期間（2ヶ月以内）を超えて使用されるに至ったときは被保険者（適用）となる。
所在地が一定しない事業所に使用される者	いかなる場合も適用除外（加入義務なし）

（建設業における）未加入の場合の対応

- 未加入業者に関しては、建設業許可部局と保険担当部局が相互の通報等によって把握している。
- 両部局において加入に関する指導を実施するが、拒否や期日までに是正されない等あった場合は、職権適用の手続きを実施。

※厚生年金保険法第102条において、事業主が、正当な理由がなく文書その他の物件を提出せず、又は当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。」は6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされている。

→厚生年金同様の未加入対策を実施している。

2. 健康保険の加入手続き

厚生年金と同様
の手続き

新たに適用事業所となったとき

当該事業所は下記の手続きをする必要がある。

提出書類：「新規適用届」 ←その他必要な提出書類があります。

提出期限：適用事業に該当してから5日以内

提出先：郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

なお、事業所の名称・所在地等に変更があった場合や、適用事業所ではなくなる場合には、その旨年金事務所に届け出る必要があります。

被保険者を新たに雇用したとき等

新たに採用した時のほか、被保険者の退職、死亡があった際は、事業主が届出を行う必要があります。

提出書類：「被保険者資格取得届」または「被保険者資格喪失届」 ←その他必要な提出書類があります。

提出期限：事案が発生してから5日以内

提出先：事務センターまたは管轄の年金事務所

【番外】適用除外承認による建設国保等への加入について

建設国保とは

同種の事業又は業務に従事する組合員で組織する国民健康保険組合のひとつ。

決められた職種に該当する組合員であれば、法人格を持たない一人親方や個人事業主等が加入することができる。

適用除外承認について

健康保険の適用事務所であっても、要件に当てはまれば適用除外承認を受けて、健康保険の適用除外事業所となることができる。その場合、適用除外となった事業所の従業員や事業主は建設国保等の国民健康保険組合や市町村国保に入ることになる。

【適用除外の要件】健康保険の適用事業所になる以前から建設国保の組合員であったことなどが必要

3. 雇用保険の概要

概要

雇用保険は、

- ・**労働者が失業した場合や雇用継続が困難となる事由が発生した際に失業等給付や育児休業給付等を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図る。**
- ・**失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大等に関する事業の実施**

上記を行う、雇用に関する総合的機能を有する制度

根拠：雇用保険法 所管：厚生労働省 ※一人親方は適用除外だが働き方の実態を踏まえて適切な契約締結をする必要がある。

加入義務について

適用事業所：労働者を一人でも雇用する事業所は、業種や事業規模のいかんを問わず、すべて適用事業所（加入義務あり）となる。（労働者5人未満の農林水産等の事業は暫定任意適用）

※雇用契約書の有無にかかわらず、雇用労働の実態があるかどうかが重要。

被保険者：適用事業所に雇用されている労働者は、本人の意思にかかわらず、原則として被保険者となる。

被保険者とならない者（適用除外）の主な例

短期間労働者	(ア) 31日以上引き続き雇用されることが見込まれない者 (イ) 1週間の所定労働時間が20時間未満の者が該当する
役員等	(例外) 従業員としての身分も有している労働者性の強い法人の役員や、名目的な監査役等は被保険者（適用）となる。
同居の親族	(例外) 事業主の指揮命令下にある場合は被保険者（適用）となる。
昼間学生	(例外) 卒業証明書を有しており、卒業後も引き続き同一事業所に勤務する予定の者。

※代表的な例を記載しており網羅しているものではありません。

未加入の場合の対応

- ・未加入事業所に関しては、労働基準監督署とハローワークが相互の通報等によって把握している。
- ・ハローワークにおいて、訪問や文書により指導を実施するが、拒否や期日までに是正されない等あった場合は、職権適用の手続きを実施。

※雇用保険法第83条では「届出をせず」、または「偽りの届出をした」場合は6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金

3. 雇用保険の加入手続き

適用事業所を新たに設置した場合

当該事業所は下記の手続きをする必要があります。

提出書類：「雇用保険適用事業所設置届」 ←その他必要な持参書類があります。

提出期限：適用事業に該当（労働者を雇用する事業を開始）した日の翌日から**10日以内**

提出先：事業所の所在地管轄のハローワーク

なお、事業所の所在地や名称、事業主の住所、名称、氏名、事業の種類に変更があった場合は、変更のあった日の翌日から起算して**10日以内**にハローワークへ変更届を提出する必要があります。

被保険者を新たに雇用したとき

提出書類：「雇用保険被保険者資格取得届」または「雇用保険被保険者資格取得届（連記式）」 ←その他必要な持参書類があります。

提出期限：雇用した日の属する月の翌月10日まで

提出先：事業所の所在地管轄のハローワーク

なお、離職等により被保険者でなくなったときは、被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内の手続きが必要です。

雇用保険に関する各種届出は電子申請で行うことができます。

←24時間、土日祝日も申請可能、窓口を通さない分待ち時間なし等の利点あり

3. 雇用保険加入で受けられる給付等

- これまでの説明のとおり、適用事業所に雇用される社員（労働者）は本人の意志にかかわらず、雇用保険の被保険者になる。
- 社員（労働者）として働くことで、もしものときに以下のような給付を受け、生活の安定、再就職に向けた援助等を受けることができる。

失業した場合

【基本手当】：離職した翌日から1年間給付される。

給付額：離職前6か月間の平均賃金の45～80%程度

【技能習得手当等】：受給者がハローワークの指示により職業訓練を受講するための受講手当、通所手当、寄宿手当が給付される。

【傷病手当】：失業した受給者がハローワークへ休職の申込みをした後の傷病等について給付される。

給付額：基本手当の日額相当

※上記のような求職者給付のほか、就業促進給付、教育訓練給付といった給付を受けることができる。

育児休業を取得した場合

【出生時育児休業給付金】：産後パパ育休（出生時育児休業）を取得した被保険者に給付される。

【育児休業給付金】：1歳未満の子の養育のために育児休業を取得した被保険者に給付される。（保育所等の状況により延長給付あり）

※各給付金には上で説明しているほかにも支給要件がございます。詳しくは厚生労働省のHP等をご参照ください。

社員（労働者）として**雇用保険に加入することで、失業や育児休業等により、働くことが難しくなる場合にも安心して生活することができます。**

4. 一人親方労災保険特別加入制度の概要

概要

労働者災害補償保険（労災保険）は、
本来、**労働者の業務または通勤による傷病に対して保険給付を行う制度**ですが、
労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、
特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人には特別に任意加入を認められている。

根拠：労働者災害補償保険法 所管：厚生労働省

特別加入者の範囲

労働者を使用しないで次の①～⑫の事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者およびその事業に従事する人（以下「一人親方等」といいます。）が特別加入できます。

- ① 自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業
- ② **土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは、解体又はその準備の事業（大工、左官、及び職人など）**
- ③ 以下、省略

補償の対象の範囲（業務災害）

保険給付の対象となる災害は、加入者ごとに一定の業務を行っていた場合に限られています。建設業の一人親方等について、次に該当する場合に保険給付を受けることができます。

- ア 請負契約に直接必要な行為を行う場合
- イ 請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
- ウ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
- エ 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く）およびこれに直接附帯する行為を行う場合
- オ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合

4. 労災保険特別加入の手続き、保険料、給付内容

特別加入の手続き

一人親方等の特別加入については、一人親方等の団体（特別加入団体）を事業主、一人親方等を労働者とみなして労災保険の適用を行います。特別加入の手続きは、都道府県労働局長の承認を受けた特別加入団体が行うことになっています。

給付基礎日額、保険料

給付基礎日額とは、保険料や、休業（補償）等給付などの給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。

給付基礎日額が低い場合は、保険料が安くなりますが、その分、休業（補償）等給付などの給付額も少なくなります。

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額 × 365）にそれぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものになります。

給付基礎日額（A）	保険料算定基礎額（B） (B=A×365)	年間保険料（C） (C=B×(17/1000)) ※建設の事業の場合
25,000円	9,125,000円	155,125円
24,000円	8,760,000円	148,920円
22,000円	8,030,000円	136,510円

一部省略

8,000円	2,920,000円	49,640円
7,000円	2,555,000円	43,435円
6,000円	2,190,000円	37,230円
5,000円	1,825,000円	31,025円
4,000円	1,460,000円	24,820円
3,500円	1,277,500円	21,709円

（注）特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります

給付内容

【療養補償給付】：業務災害による傷病について、病院等で治療する場合
給付内容：労災病院または労災指定病院等で必要な治療が無料で受けられる

【休業補償給付】：業務災害による傷病の療養のために労働することができない
日が4日以上となった場合
給付額：休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額

【介護補償給付】：業務により障害補償年金または傷病補償年金を受給している
方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合
給付額：介護の費用として支出した額（上限額があります）が支給されます。

親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が最低保障額を下回る場合は一律にその最低保障額が支給されます。上限額および最低保障額は、常時介護と随時介護の場合で異なります。

※上記のもの以外に、障害補償給付、遺族補償給付、傷病補償年金などの給付がある。

※給付要因（業務災害、複数業務要因災害、通勤災害）によって、給付の名称が変更となります。

5. 社会保険の加入義務一覧

所属する事業所 事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金
	－	役員等	－	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金
	－	事業主、一人親方	－	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
 (この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)

適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

:事業主に従業員を加入させる義務があるもの

「下請指導ガイドライン」における
「適切な保険」の範囲

3保険

医療保険及び年金保険

3保険

雇用保険
(医療保険と年金保険について
は個人で加入)

(医療保険と年金保険について
は個人で加入)※3

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る（詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照）

:個人の責任において加入するもの

6. 保険料の算出について

保険料の算出について

【厚生年金・健康保険】

毎月の給与と賞与に保険料率をかけて算出。事業所と被保険者で半分ずつ負担する。

※実際には給与（または賞与）を一定の幅で区分した標準報酬月額に当てはめて計算する。

※40歳～64歳までの者は、健康保険料と一体的に介護保険料を徴収。

【雇用保険】

毎月の賃金総額に保険料率をかけて算出。事業主と被保険者はそれぞれの負担割合分を負担する。

R6年度における各保険料率

各保険の保険料算出に使われる保険料率は、都度（主に年度ごと）更新されており、R6年11月現在の各保険料率は以下のとおり。

	全額 (単位：%)	事業主負担分 (単位：%)	本人負担分 (単位：%)
健康保険料	9.98	4.99	4.99
介護保険料	1.60	0.80	0.80
子ども・子育て 拠出金	0.36	0.36	（負担なし）
厚生年金保険料	18.30	9.15	9.15
雇用保険料	1.85	1.15	0.70

※健康保険料率は都道府県によって変わります。表は協会けんぽの東京の料率

介護保険について

社会全体で高齢者等の介護を支えるための保険制度。要介護認定等を受けることで保険給付を受けることができる。

【被保険者】

65歳以上（第1号被保険者）：

要介護状態、要支援状態と認定を受けることで受給することができる。

40歳～64歳（第2号被保険者）：

受給要件は第1号被保険者より限定的

【保険料の徴収】

第1号被保険者：保険者となる自治体が徴収

第2号被保険者：健康保険料と一体的に徴収